

2023 年度版『民法教材』補足資料

令和 4 年 12 月 10 日に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、民法教材に補足・修正が必要となっております。

■令和 6 年 4 月 1 日改正民法施行に伴う民法ポイントマスター（05-MP9）の修正箇所

補足・修正箇所	現 行	修 正 後				
テーマ 99 空欄補充問題	<p>□ 1. 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して【 1 (100)】日を経過した後でなければ、再婚をすることができない(733 条 1 項)。</p>	削除				
テーマ 101 重要ポイント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">生来 嫡出子</td><td style="width: 80%; padding: 5px;">推定される嫡出子 夫は、子の出生を知った時から 1 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(772, 777) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる</td></tr> </table>	生来 嫡出子	推定される嫡出子 夫は、子の出生を知った時から 1 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(772, 777) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">生来 嫡出子</td><td style="width: 80%; padding: 5px;"> 推定される嫡出子 • 父は、子の出生を知った時から 3 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ①, 777①) • 母、子、前夫も、一定の期間内は嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ②③④) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる </td></tr> </table>	生来 嫡出子	推定される嫡出子 • 父は、子の出生を知った時から 3 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ①, 777①) • 母、子、前夫も、一定の期間内は嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ②③④) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる
生来 嫡出子	推定される嫡出子 夫は、子の出生を知った時から 1 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(772, 777) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる					
生来 嫡出子	推定される嫡出子 • 父は、子の出生を知った時から 3 年以内であれば嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ①, 777①) • 母、子、前夫も、一定の期間内は嫡出否認の訴えを提起できる(775 I ②③④) 推定されない嫡出子 利害関係者はいつまでも親子関係の不存在を争うことができる					
テーマ 102	懲戒権(822)	削除				

従来、判例は、婚姻前に既に内縁関係にあり、内縁成立後 200 日を経過している場合であっても、婚姻成立後 200 日以内に出生した子については、嫡出子としての推定を受けないことから、父が子の嫡出性を争う場合には、親子関係不存在確認の訴えによるとしていた(最判昭 41. 2. 15)。改正法(令和 6 年 4 月 1 施行)では、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」(772 条 1 項)とされ、妻が婚姻前に懷胎した子についても、嫡出子として推定されることとなった。改正法の下では、父子関係を争う方法は、親子関係不存在確認の訴えではなく、嫡出否認の訴え(774 条)によることとなる。